

【重要】 令和7年度 日中次世代交流ネットワーク助成プログラムに関する補足説明

1. 申請書に記載の事業内容から次のいずれかの変更をするときには、事前に国際交流基金（以下「基金」）に申請し、承認を受けてください。
 - (1) 事業内容やテーマの変更
 - (2) 講演者やパネリスト等、主要参加者の変更（人数や国籍が変更になる場合を含む）
 - (3) 事業実施地や日程の変更
 - (4) 申請者の団体名の変更、代表者名、申請責任者、事業担当責任者、経理責任者などの変更

2. 申請時の予算計画と実際の支出額とに差が生じるとき、助成金は次のように取り扱ってください。
 - (1) 基金の助成金は、助成金交付決定通知書に記載の項目に沿って支出してください。
 - (2) 予算を作成した段階よりも実際の費用の方が小額で済む場合、差額について基金は支払わないことが原則です。（例：5人分の参加者の航空賃が助成対象であったが、参加人数が4人となった場合、1名分の航空賃分の金額は基金からの支払を受けられない。）
 - (3) 申請者より事前に助成金の配分に係る変更申請（変更届の提出）があり、基金が承認したときは、助成金の配分変更を認めます。

3. 同一の事業について、申請者及び申請者とは別の団体（共催団体等）が、重複して基金の他の助成プログラムに申請することはできません。
（例：同一の事業について、中国側の主催団体が基金の別の助成プログラムに応募している場合に、日本側主催団体が本助成プログラムに応募する等）

4. 事業広報を行ったり報告書を作成する場合には、印刷物/ネット媒体の別を問わず、基金の助成事業であることを記してください。基金のロゴマークご利用にあたっては以下のウェブページをご覧ください。
<https://www.jpff.go.jp/j/about/logo/logo.html>

※本紙の内容は、助成金交付条件を補足するものです。助成金の条件については必ず助成金交付条件をお読みください。

ご質問・ご相談等は以下の連絡先にお寄せください。

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーゼ
国際交流基金 国際対話部 事業第2チーム
日中次世代交流ネットワーク助成係
電話：03 - 5369 - 6074
電子メールアドレス：fureai_daigaku@jpf.go.jp
(9:30~18:00/平日)